

大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合における使用料について、必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

- ・第1条は、地方自治法の規定に基づいて、本条例が設置された趣旨を明確にしている。

【解説】

- ・ここでいう「行政財産」とは、地方自治法第238条第4項に規定されている「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」をいう。

(評価額)

第2条 この条例において使用料の基準となる評価額は、市長が別に定める土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。

【趣旨】

- ・第2条は、使用料の基準となる評価額の算定方法を明確にしている。

【解説】

- ・ここでいう「評価額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定されている「固定資産税の課税標準」をいう。

(使用料)

第3条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。

【趣旨】

- ・第3条は、使用料の算定期間を明確にしている。

【解説】

- ・ここでいう「使用期間が1年に満たない場合」とは、1年未満の短期間での使用をする場合を想定している。

(土地使用料算定基準)

第4条 土地使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の4を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、電柱、看板、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するとき、大和市道路占用料徴収条例(昭和28年大和町条例第3号)第2条の規定を準用する。

【趣旨】

- ・第4条は、土地使用料の算定基準上限額を明確にしている。

【解説】

・ただし書きでいう「電柱、看板、水道管その他これらに類するもの」については、大和市道路占用料徴収条例で詳細に単価を定めているため、準用することを明確にしている。

(建物使用料算定基準)

第5条 建物使用料は、前条本文に規定する土地使用料と第2条の規定により算出した額に100分の7を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額との合計額とする。

【趣旨】

- ・第5条は、建物使用料の算定基準上限額を明確にしている。

【解説】

・建物使用者は土地使用料と建物使用料の合計額に、さらに次条の加算金を加えて使用料を納付することとなる。

(加算金)

第6条 使用者が負担すべき必要経費は、次の各号に掲げるとおりとし、前2条の使用料に加算して徴収することができる。

- (1) 電気、水道及びガス料金
- (2) 火災保険料
- (3) 暖房に要する経費
- (4) 清掃に要する経費

【趣旨】

- ・第6条は、建物使用料の加算基準を明確にしている。

【解説】

- ・ここに列挙した加算金は、市が建物使用者の使用した経費まで支払いした場合を想定したものであり、建物使用者が直接電気料等を電気事業者等に支払う場合はその分については加算しない。

(使用料の納付)

第7条 行政財産の使用を許可された者は、使用の許可を受けた期間の初日から1月以内で市長が指定する日までに使用料の全額を納付しなければならない。ただし、使用の許可を受けた期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならない。

2 使用の許可を受けた期間が翌年度以降にわたるものに係る使用料で市長が必要と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、当該使用の許可を受けた全期間に係る使用料を前項本文に規定する期間に前納させることができる。

【趣旨】

- ・第7条は、使用料の納付方法を明確にしている。

【解説】

- ・第1項では使用料の基本的な納付方法として各年度ごとに納付することを明確にしており、第2項では必要に応じて「翌年度以降の使用料を前納させることができる」ことを明確にしたものである。

(使用料の減免)

第8条 土地又は建物の使用目的が次の各号の1に該当するときは、使用料及び加算金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

【趣旨】

- ・第8条は、使用料の減免基準を明確にしている。

【解説】

- ・ここでいう「公共団体」とは、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、土地区画整理組合、独立行政法人等をいい、「公共的団体」とは、農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム等の厚生社会事業団体等公共的な活動を行う団体で、法人でなくてもよいとされている。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、その額の全部又は一部を還付することができる。

(1) 本市において行政財産を公用又は公共用に供するため、その許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。

(2) 使用者の責めに帰することのできない理由により、行政財産の使用の開始又は継続ができなくなったとき。

【趣旨】

・第9条は、使用料の還付基準を明確にしている。

【解説】

・使用料は基本的に還付しないものであるが、各号列記の場合には例外的に還付できることを明確にしている。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

・第10条は、規則への委任を明確にしている。

附 則

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に有償で行政財産の使用を許可している場合において、使用期間の定めのあるものにあつてはこの条例施行後最初に到来する期限まで、使用期間の定めのないものにあつては昭和43年3月31日までは、従前の定めによる対価をこの条例の規定による使用料の額とみなし、その納入の方法については、なお従前の例によるものとする。

3 この条例施行の際、現に無償で行政財産の使用を許可している場合において、使用期間の定めのあるものにあつてはこの条例施行後最初に到来する期限まで、使用期間の定めのないものにあつては昭和43年3月31日までは、第8条の規定により使用料を免じているものとみなす。

【解説】

・本条例の施行は、昭和43年4月1日とする。

附 則(昭和45年条例第13号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

- ・本改正条例の施行は、昭和 4 5 年 4 月 1 日とする。

附 則(昭和 57 年条例第 5 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

- ・本改正条例の施行は、昭和 5 7 年 4 月 1 日とする。